令和４年４月７日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

厚生労働省事務連絡（新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽﾜｸﾁﾝ接種体制支援事業）に関して

平素は、本会事業の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年４月１日付で、厚生労働省より「令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」との通知が各都道府県知事宛に発出されています。

同通知内の「（21）新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業」において、個別接種促進の取り組みとして下記が記載されていますので、ご参考までにお知らせいたします。

具体的な申請手続き等は、行政や日本医師会から連絡があり次第、ご案内いたします。

貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

◎厚生労働省通知より抜粋

個別接種促進のための支援

新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対し、以下の取組への支援を行う。

① 診療所における取組

・ 週100 回以上の接種を７月末まで、４月・５月、６月・７月のそれぞれの期間中に４週間以上行った場合

・ 週150 回以上の接種を７月末まで、４月・５月、６月・７月のそれぞれの期間中に４週間以上行った場合

・ 50 回以上／日の接種を行った場合

＊厚生労働省ホームページ（通知文書掲載先）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）